

平成 30 年度 第 9 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 30 年 12 月 25 日(火) 午後 16 時 00 分～午後 17 時 20 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
出席委員 13 名 欠席委員 1 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別		
	1	和喜田 重則	欠	8	土居 尚行	出		
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出		
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出		
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出		
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出		
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出		
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出		
議事録署名人	13	谷口 八千代		14	浜田 暁			
総会に出席 した者の氏名 推進委員 5 名 事務局職員 2 名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		埜下 浩孝		推進委員		吉見 元	
	推進委員		増崎 淳子					
	事務局長		吉村 克己		課長補佐		松本 仁志	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 議案第 3 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 議案第 5 号 農用地利用配分計画案に関する意見について							

平成 30 年度第 9 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から平成 30 年度愛南町農業委員会第 9 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 13 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、13 番、谷口 八千代委員と 14 番、浜田 暁委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、先月の定例会において保留となっておりました案件がありました。それに関する現地調査を行いました。事務局よりご報告を受けたいと思います。お願い致します。
事務局	先月の定例会において保留案件となっておりました 3 条申請 2 件と 5 条申請 1 件ですが、保留となった理由としまして営農型太陽光発電設備の下部の農地の営農状況の問題がありました。今月の案件につきましても、すでにお目通しのことと思いますが、議案第 1 号の受付番号 18 番は、後々、営農型太陽光発電の用地となります。このため、議案の説明に先立ちまして、営農型太陽光発電設備の下部の農地の営農状況の現地調査について、ご説明をいたします。 本日お配りしました資料の「営農型太陽光発電設備下部の農地における営農調査の結果について」をご覧ください。 去る 12 月 4 日、農業委員 3 名、農地利用最適化推進委員 1 名にご同行いただき、現在、愛南町内で許可を受けている営農型太陽光発電設備 2 か所の現地調査を行いました。場所は、上大道地区と増田地区、営農事業者は、2 か所とも〇〇で、栽培作物はサカキです。当日は、営農事業者にも現場に立ち会っていただき、その場で営農状況の説明を受け、質疑応答も行いました。その中で、特に各委員からの指摘事項としまして、資料に記載しております 5 点につきまして、営農事業者へ文書で通知し、あわせて対応策を回答していただくよう依頼をしました。その結果、次のページの回答書のとおり、回答がありました。 回答書の説明の前に、まず、営農事業者からサカキの現状につきまして説明

がありましたのでお伝えします。サカキは、通常、育苗業者から4年生のものを購入して植え付け、その後おおよそ4年目あたりから出荷ができるようになるということで、出荷までにあわせて約8年かかるということです。

今回、上大道地区に植え付けておりますサカキは、植え付けから3年ほどが経過し、通常であれば来年あたりから出荷ができるまでに生長しているところでしたが、ちょうど植え付けの時期に熊本地震が発生し、サカキの育苗業者が被害を受けた関係で、本来入荷される4年生の苗が4割程度、残りの6割は1年生の苗が入荷されていたとのことでした。生育が遅かったり、枯れたりしているのは、このことも大きな要因となっているようですが、近年の異常気象、特に今年の猛暑や豪雨の影響もあり、十分な育苗ではなかった苗にとっては、生育環境が厳しかったようです。また、鹿の食害も多く、全体の半数ほどが被害に遭ったようです。鹿はサカキの上部の芽を食べ、その際に付着する唾液でサカキ全体が枯れてしまうようです。当初から周囲にフェンスは設置していましたが、このフェンスを乗り越えて侵入したとみられたため、現在はフェンスの上にさらに有刺鉄線を設置して対策をしています。

なお、増田地区のサカキは、まだ植え付けから1年ほどですが、4年生の苗が9割方、植え付けられていたようで、上大道地区のものよりも順調に生長しているということです。

また、営農事業者の考えとしましては、今後、植え付けをする苗については、通常の4年生よりもさらに育った6年生の丈夫なものを入荷していくとのことでした。

それでは回答書の説明に移ります。まず1点目、枯れている個体についての植え替え等の対策ですが、ちょうどこの現地確認の翌日の5日から、植え替えをするよう準備をしていたとのこと、回答書に記載のとおり、5日から10日にかけて1,000本の植え替えを行っております。植え替えにあたりましては、サカキの育苗業者の指導を受け、盛り土をして植え付けるということで、念のため事務局も5日に現場を訪れて、作業の確認をしてきました。

次に2点目、土壌改良や施肥量等の改善策ですが、こちらもサカキの育苗業者の指導により、来年3月頃に腐葉土又は鶏糞ペレットを与える予定です。鶏糞ペレットは全体的な土壌改良としても使用する予定になってはいますが、匂いが近隣の迷惑にならないよう、量を調整しながら与えていくとのこと。また、水はけの悪さも生長に影響があるようで、悪い個所は順次畝を作り、植え替えをしているところ。葉の赤化につきましては、春になると自然に戻るようで、特に対応は必要ないとのこと。

3点目、現地でサカキの葉を見たときに、虫食い跡が目立っていました。商品

としてはマイナス要因になりますので、指摘しましたところ、原因となるアブラムシやカイガラムシの駆除として、18日に消毒作業を実施しております。

4点目、雑草が目立っていて、除草剤散布の形跡はあるものの、十分な農地管理とはいえない状況でした。現在は年に2～3回、除草作業はしているとのことでしたが、サカキの育苗業者に指導を受けながら対応していくとのことでした。

最後の5点目は、随時、作業日誌をつけたり写真撮影をして資料を蓄積していくことが今後の営農活動に役立つ貴重な資料となることから、作業記録の保管を要請しております。これにより今後、過去にどのような作業をしてきたか、農業委員会が求めた場合にも、資料を提供していただくよう依頼しております。

以上が、営農型太陽光発電設備の下部の農地の営農状況の現地調査の説明です。再度のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はじめに、本日お配りしました追加資料の「同意書」ですが、議案第2号、受付番号23番の案件の追加資料でございます。

先月の定例会におきまして、太陽光発電に係る転用申請の案件は、資料として「同意書」をお配りすることといたしましたが、担当課である環境衛生課と協議の結果、確認後は回収するということで資料の提供を受けております。このため、会議終了後は回収させていただきますので、お帰りの際はそのまま机の上に置いていただきますようお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。

受付番号16番、緑乙1484番外1筆、地目・面積は田・1,216㎡で3条有償移転でございます。経営面積は961.3aでございます。

受付番号17番、緑乙1485番、地目・面積は田・1,050㎡で3条有償移転でございます。経営面積は961.3aでございます。

受付番号18番、増田1716番外2筆、地目・面積は田・1,775㎡で3条使用貸借でございます。経営面積は192.3aでございます。

以上3件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。16番17番お願い致します。</p>
委員	<p>16番と17番についてです。場所は、緑新鮮市から僧都に向かって県道を進み、緑小学校の手前の左にビニールハウスがあります。譲受人がネギなどを耕作していますが、申請地はその一部です。今まで譲渡人の二人から借り受けていたのを買って頂けないかということで、譲受人が引き続き耕作するので購入ということになりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に地元委員さんが欠席ですので、事務局よりご報告を受けたいと思います。18番、お願い致します。</p>
事務局	<p>補足説明をさせていただきます。場所は、広域農道から増田八人組方面へ入り、400mほど進んだあたりになります。1716番の農地は、定期的に除草管理等を行っているようですが、他の二筆については、荒廃農地となっております。借受人は、後々営農型太陽光発電用地として利用する計画のようです。栽培作物はサカキと聞いております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>他のも、上大道のも一緒にせんといけん。これだけ許可するわけにはいけん。</p>

議長(会長)	先月の保留案件もありますし、上大道の今後の状況を見てというのもあります。そのあたり、協議していただけたらと思います。
委員	ちょっと、ここで休憩を。
議長(会長)	休憩いたします。 (休憩)
議長(会長)	再開いたします。
事務局	事務局から。野菜にしても今回のサカキにしても、肥料のやり方次第かもしれませんが、水はけの悪い赤土について、そのまま植えてもなかなかできないだろうという意見があります。今回〇〇さんが説明されていますが、文書では、随時製品となるものを作りたいと意向は示されておりましたが、どうしても今の赤土では、なかなか製品化にならないだろうという話があります。前回は併せ今回、条件として、地力のあるものということをつけられないかという話があります。今の赤土、こういう粘土質ですのであればなかなか難しいと。今ある上大道では、肥料をするなど、再度改善をしていただくという条件をつけられるのだらうと思います。今植え替えをされていますが、毎年2月に県の普及の班長に現場確認をしていただいて、県に報告を上げさせていただいています。更新が3年に一度ですので、その時に更新するかどうか議題が出てきますので、状況を再度県に見てもらって、委員さんの意見も併せ「これでは営農型じゃないじゃないか」と、そういうことになったら元に戻せという話になりますので、今回については条件を入れさせてもらって、それにのっかって許可できればなという考えです。
委員	現場では、専門的な話も堆肥の話もしました。改善の方向にはなっています。なかなか今の現状ではちょっと。年が経ってきたら、徐々に良くなるとは思いますが。
委員	何年おきにチェックをしているのか。
事務局	毎年2月に現状把握はしております。県の専門の普及員の方に見て頂いて、地方局に報告をしております。条件として、一つは4年目以降に製品として出すと。今回は、改善しますということを出してきていますので。実際に

	<p>改善がみられない場合は、3年に一度の見直し等の際に、許可を出している県の方から、不適合であれば元に戻すという命令が下りるのだろうと認識しております。</p>
委員	<p>今回色々指導して改善計画も出しているのですが、今後のことについては今までよりは十分配慮して行うと思うので、許可してもいいのではないかと思います。が、ひとつ気になるのは、営農するのは〇〇さんではないので、説明に来てもらえない。今後、営農事業者が農業委員会に説明に来らすぐらいのことを、はっきり言って頂きたい。そこをはっきり指導するように。</p>
事務局	<p>先ほど言われたように、営農事業者に強く指導をしたいと思います。そして、農業委員さんの意見を付け加えて、事務手続きを行いたいと思います。</p>
委員	<p>前回の3条14番ですが、埋め立てて、とてもじゃないが、農地にはならない。</p>
事務局	<p>営農型ですので、まずは、営農第一です。太陽光ではなくて。それについては指導を行った中で対応していただかないといけない。</p>
議長(会長)	<p>事務局からも説明がありましたが、条件を付けきちんと満たしてもらおうということでの許可ということではよろしいでしょうか。他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p>追加です。毎年2月に地方局に報告しますのでその時に再度1年目2年目を考慮して不都合があるではないかなければ、皆さんにご相談させてもらって、気を付けて事務手続きをしようと思っております。</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案及び前回保留になった案件は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきます。</p>

	<p>すようお願い致します。</p> <p>受付番号 22 番、御荘平城 2694 番、地目・面積は畑・294 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 23 番、御荘深泥 91 番 1、地目・面積は田・1,760 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。22 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、平城地区の馬場というところですか。地図の 2510-2 が御荘保育園です。場所的には 40 年くらい前から家が点々と建っていった場所です。以前は畑として使っていたようです。譲渡人はよそに出られている人です。愛南町在住の譲受人が購入して、住宅の新築予定となっております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、23 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は深泥の集会所から 30mほどお宮の方に行ったところですか譲渡人は耕作していないので、売ることになりました。30 年程前から埋めて、原野化している状態です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、23番は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号20番、小山572番、地目・面積は畑・2,186㎡でございます。場所は、東小山集会所の西、直線距離で600mほど離れたあたりになります。</p> <p>対象地も調査年月日は平成30年9月21日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの調査結果通り、荒廃農地となっており、周囲の農地も同様に荒廃化が著しく、今後の再生利用が困難な状況となっております。また、対象地一帯は水源もなく、以前は耕作者の共同負担でポンプによる汲み上げを行っていましたが、今は周囲の農地は誰も耕作していないことから、今後の農地としての活用は見込まれないものと思われれます。以上1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>議案の写真が、今も、耕作しているようで、荒廃していないように見えるが、いつの写真か。</p>
事務局	<p>税務課が5年か6年に一度、航空写真の更新をします。これは5年前くらい</p>

	<p>の写真です。5年前は、耕作していたのだろろうと思われませんが、現在は草が生えていて耕作ができにくく、現地確認をしたら B 判定になっております。</p>
委員	<p>この後、ソーラーになるかもしれないとして、法務局に持ち込んだ時に、地目判定がグレーということがある。非農地判定をするための基準をはっきり作った方がいいのではないか。</p>
議長(会長)	<p>推進委員さんの農地パトロールで見て判定をさせていただいているのですが、次の農地パトロールまでに、再度確認した中で、方法等をお知らせしたいと思えます。</p>
委員	<p>雑木の種類や荒廃して 20 年経っている等があるじゃないか。判断が 5 年は短いのではないか。</p>
事務局	<p>事務局からの説明にあったように、以前はポンプアップをして水の供給をしていたが、今はしていない。そういう状況も加味して確認をしていったらどうかと考えています。</p>
委員	<p>荒廃農地になったら、山林ですか。</p>
事務局	<p>雑種地もあるかもしれないし山林かもしれないです。</p>
委員	<p>農業委員会としての基準があるのではないか。</p>
事務局	<p>愛媛県の基準があります。言われたように、20 年以上経過した山林の様子を呈している、というところもあるのですが、そのほかの項目としましては、先ほどの説明のなかにあった、今後の活用が見込まれないことや農地としての再生利用が困難であるといった条件を加味して総合的に判断するというかたちになっております。一概に木が生えていても 20 年以上経っていないじゃないかということだけではない、というところがあります。判断基準として、今後の活用が見込まれないことや今後の再生利用が困難であるという表現があります。愛媛県内の基準で、ということです。</p>
委員	<p>気になったので、調べてみました。県の通達として 20 年というのがありました。愛媛県下の農業委員会でも、10 年でやっていたり 15 年でというのがあるん</p>

事務局	<p>ですね。農業委員会の方でどの程度という基準があればいいのですが、今回のような航空写真が出てきた時に OK にしたら、次にこのような状況になった時にも、同じように OK にしないといけなくなる。ひょっと4条や5条で対応できるものもあるのではないかと。ここで問題提起をさせていただきました。</p> <p>今回の案件につきましては5年前の写真ですと。先ほど言われたように20年が基本でしょ、というのがあります。今回は、地元推進委員さんの方で B 判定は出されているということも一つはあります。言われるように、今後どこもかしこも同じなのか、というのがあるかもしれない。逆にここだけ草がすごくて周りは耕作している場合は、非農地ではないのだろうと。そこについては会長とも相談をさせてもらって。今後近いうちに、どうするべきなのかをお諮りできたらと思います。愛媛県では20年というのがありますが、愛南町では、どうかんがえるかですね。周りが草ぼうぼうで、ここだけ耕作するということはあまりないと思うのですが、そういうことを全体的に総合的に加味してもらって。個人さんが持っている土地というものもありますので、農地には返りにくいということであれば、有効利用という個人さんの意見の尊重も必要なのかなということもあります。すぐにというのは難しいのですが、お諮りできる時間をいただきたいなど。会長と相談し、他の市町のことも勉強させていただきながら、示したいと思います。</p>
委員	<p>今回はどうするのか。</p>
事務局	<p>先ほど言ったように、20年というのはあるのですが、今から耕作できるか考えた時に難しい。ワイヤーメッシュとか張って、シカとかの対処するのがありますが、状況としては、難しい。事務局としては、総合的に判断していただきたい。今後は、20年なのか10年なのか、またどうやって判断するのか、考えていきたいと思います。</p>
委員	<p>地元が一番状況の分かっている委員さんが現地を見て B 判定を出しているのので、今回は許可して、来年度のパトロールで農地の見方というものをもう一度再度検討して、判断をしっかりとしてもらうようにしなければ、あなた達の判断がだめでしたよということになる。すべて見直すことになる。</p>
事務局	<p>次のパトロールまでにしっかりと話をした中で検討させていただきたい。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号103番は再設定で、御荘和口2130番外2筆、地目・面積は畑・6,159㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号104番は再設定で、緑甲117番外1筆、地目・面積は畑・1,645㎡、賃貸借で生産物は野菜、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号105番は再設定で、緑甲195番1、地目・面積は田・3,837㎡、賃貸借で生産物は野菜、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号106番は再設定で、満倉2594番外4筆、地目・面積は田・1,361㎡、畑・178㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号107番は再設定で、満倉2595番、地目・面積は畑・350㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号108番は再設定で、満倉2611番外1筆、地目・面積は田・1,881㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号109番は再設定で、満倉2612番外1筆、地目・面積は田・1,267㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号110番は再設定で、満倉2614番1、地目・面積は田・342㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号111番は再設定で、広見1701番1、地目・面積は田・1,748㎡、賃貸借で生産物は飼料米、期間は4年でございます。</p> <p>受付番号112番は新規で、緑乙175番、地目・面積は田・1,025㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号113番は新規で、緑乙334番、地目・面積は田・2,530㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号114番は新規で、緑乙926番、地目・面積は田・475㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p>

受付番号 115 番は新規で、緑乙 927 番、地目・面積は田・885 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 116 番は新規で、御荘長月 924 番外 2 筆、地目・面積は田・3,473 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 117 番は新規で、御荘長月 3453 番、地目・面積は田・2,750 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 118 番は新規で、緑乙 932 番外 2 筆、地目・面積は田・4,297 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 119 番は新規で、城辺乙 221 番、地目・面積は畑・2,866 m²うち対象面積は 200 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 120 番は新規で、緑乙 1239 番外 1 筆、地目・面積は田・2,217 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 121 番は新規で、広見 2168 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・4,162 m²、賃貸借で生産物はたばこ、期間は 3 年でございます。

受付番号 122 番は新規で、僧都 1436 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・5,957 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

以上 20 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
次に議案第 5 号農用地利用配分計画案に関する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 5 号、農用地利用配分計画案に関する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

本案件につきましては、先ほど利用権設定の受付番号 122 番でご決定をい

	<p>ただきました農地中間管理事業に関する案件です。通常の手続きですと、先ほどの農地利用集積計画の承認後、公告を経て配分計画案を作成し、次回以降の総会にお諮りするところですが平成 27 年 12 月 1 日付の農林水産経営局農地政策課長通知において、「農用地利用配分計画の事務手続きについては、期間の短縮化に努めるとともに、その一例として、農地利用集積計画の決定と農用地利用配分計画案の意見決定を、同日の農業委員会で行うことも可能である。」との取り扱いから、ご審議をいただくものでございます。なお、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画の都道府県知事認可を受けるため、同法第 19 条第 3 項の規定により、愛南町から農業委員会への意見聴取の依頼に基づくものであります。</p> <p>受付番号 1 番、僧都 1436 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・5,957 m²、使用貸借、期間は 4 年 10 ヶ月でございます。</p> <p>以上、1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、孝野委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p>
委員	<p>(孝野委員退室)</p>
議長(会長)	<p>ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>使用貸借なのか？</p>
事務局	<p>中間管理機構が、現金以外は全て使用貸借となるということです。実際のところはお米を持っていくという約束ができています。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、農業委員会の意見としては、計画案のとおりいたします。</p>
委員	<p>(孝野委員入室)</p>

議長(会長)

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野 仁

議事録署名人

谷口 八千代

議事録署名人

渡田 暁